

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東吾妻町は 地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

地方税及び保険料の滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県 東吾妻町長

公表日

平成28年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高 齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行 う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻
③システムの名称	滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <input type="checkbox"/> 1) 実施する <input type="checkbox"/> 2) 実施しない <input type="checkbox"/> 3) 未定
②法令上の根拠	・別表第二における情報提供の根拠 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ・別表第二における情報照会の根拠 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課 徴収係
②所属長	会計課長 松井 秀之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3 0279-68-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計課 徴収係 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3 0279-68-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所